入札説明書

東大阪都市清掃施設組合公告第１号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　令和８年１１月２日

２　入札担当部署　　〒578-0921　東大阪市水走四丁目６番２５号
東大阪都市清掃施設組合
総務室　管財係（第四工場　２階）
電話　072-962-6021
メール：hsknyusatsu@higashiosaka-toshiseisou.or.jp

３　入札に付する事項

（１）　件名
令和８年度低濃度 PCB 廃棄物（旧第三工場分）収集・運搬及び処分業務委託

（２）　業務案件の仕様及び処分数量
別紙仕様書による

（３）　履行場所
東大阪市水走四丁目６番２５号　　東大阪都市清掃施設組合　第四工場
及び受託業者の処分施設

（４）　契約期間
契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本組合の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

（１）　東大阪都市清掃施設組合における令和６・７・８年度の入札参加有資格者名簿の「物品・役務」において、「【種目番号】８０　【業種名】　特別管理産業廃棄物処理　【種目名】低濃度 PCB 廃棄物処理を希望している者。

※なお、入札参加有資格者でない者、または入札参加有資格者で上記種目を希望していない者は、本入札の受付期間中「【種目番号】８０　【業種名】特別管理産業廃棄物処理　【種目名】低濃度 PCB 廃棄物処理」のみ追加受付するので、下記アドレスへ入札参加資格申請の希望メールを送付すること。メールにより入札参加資格申請書類を送付します。
本入札の参加が認められなかった場合、登録はできません。
メール：hsknyusatsu@higashiosaka-toshiseisou.or.jp

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）　入札に参加する者に必要な資格の審査申請受付期間の最終日から開札の日までの間に、東大阪

都市清掃施設組合指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

（４）　会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

（５）　次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認められない。

（ア）　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ）の関係にある者

（イ）　親会社を同じくする子会社同士の者

（ウ）　一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

（エ）　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

（６）次に掲げる参加資格の条件を満たす者であること。

表－１参加資格の条件と方法の一覧において、④の条件を満たす者及び②又は③の条件を満たす者が①の条件を満たす収集運搬業者と業務連携が可能な者のみが、この入札に参加できるものとする。なお、業務提携により入札に参加する場合は、他の入札者の構成員になることはできない。また、単独で入札参加する場合は、他の入札者の構成員になることはできない。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条の４第１項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(品目:ポリ塩化ビフェニル汚染物)を積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長)）から受けている者であること。

② 廃棄物処理法第 14 条の４第６項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長)）から受けている者であること。

③ 廃棄物処理法第 15 条の４の４第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を受けている者であること。

④　廃棄物処理法第 15 条の４の４第１項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）に「収集又は運搬の有無 ㊒・無」と記載された無害化処理認定を受けている者であること。

表-1 参加資格の条件と方法の一覧（A、B、C、D どちらでも可。○の条件が必要。）

条件＼方法		A	B	C		D	
		入札者が処分と収集運搬の両方を行う場合（単独）		処分・収集運搬を業務提携する場合（業務提携）			
				収集運搬	処分業者	収集運搬	処分業者
①	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	○		○		○	
②	特別管理産業廃棄物処分業許可	○			○		
③	無害化処理認定						○
④	無害化処理認定に「収集又は運搬の有無 (有)・無」と記載		○				

5　入札参加申請

（1） 入札参加を希望するものは、次の書類（①または②）を提出し、本組合一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。（2）に定める期限までに当該書類を提出しない者はこの一般競争入札に参加することができない。

① 令和６・７・８年度入札参加有資格者名簿の「物品・役務」において、【種目番号８０　特別管理産業廃棄物処理】低濃度 PCB 廃棄物処理の登録をしている場合

入札参加申請書類は次のア)～ウ)に定めるものとする。

ア） 一般競争入札参加申請書(様式 1)

イ） 業務提携届出書(様式 2)　（業務提携をして実施する場合に提出）

表-1　参加資格の条件と方法の一覧でＢ又はＣの場合、「処分業者」及び「収集運搬業者」を届け出ること

ウ） 許可証又は認定証

（i）廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物)」の写し

（ii）廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物処分業許可証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物)」の写し

（iii）廃棄物処理法に基づく「無害化処理認定証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物)」の写し

② 令和６・７・８年度入札参加有資格者名簿に登録をしていない場合

入札参加申請書類はア)～エ)に定めるものとする。

ア） 上記参照

イ） 上記参照

ウ） 上記参照

エ） 令和６・７・８年度　入札参加資格審査申請書一式　　※前ページ４（1）参照

※業務提携の場合は、両社とも提出すること。

（2） 提出期限　　令和８年１１月２６日(木)１６時００分到着分まで

（3） 提出方法　　書留（簡易・一般）等により郵送　※郵送のみ受付

（4） 申請書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

（5） 提出された資格審査資料は提出者に無断で他に使用しない。

6　一般競争入札参加資格の審査及び通知

（1） 一般競争入札参加申請の提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和８年１２月１日（火）までにメールで通知し、原本及び「入札書」を郵送する。

（2） 一般競争入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

（3） 前号の説明を求める場合は、令和８年１２月４日（金）までに、総務室管財係までメールにより提出すること。

（送付先：総務室管財係　メール：hsknyusatsu@higashiosaka-toshiseisou.or.jp）

（4） 説明の求めがあったときは、令和８年１２月８日（火）までに、メールで回答する。

7　仕様書等の質問及び現場確認

（1） 仕様書等の内容に関する質問がある場合、次のとおり質疑応答書を提出すること。

（ア） 提出書類　　質疑応答書（御社様式）

（イ） 提出期間　　公告の日から令和８年１１月２６日(木)１６時００分まで

（ウ） 提出方法　　メールにより提出すること。

※電話、その他の方法での質疑及び提出期間後の受付は不可

（エ） 提出先　　東大阪都市清掃施設組合　業務室　新工場建設係

メール：hsknyusatsu@higashiosaka-toshiseisou.or.jp

（オ） 質疑応答書に対する回答は、質問した業者に対し令和８年１２月１日(火)までに通知する。なお、全社に回答するべき質問があった場合は、全社にメールにて回答する。

（２） 現場確認を希望する場合、下記のとおり実施するので希望メールを送付すること。担当者から直接連絡し、実施日程を調整する。

（ア） 実施期間　　公告の日から令和８年１１月２６日(木)１６時００分まで

（イ） メール記載内容　　・連絡先（担当者氏名、電話番号、メールアドレス）

・希望日時

８　入札執行の日時及び場所

一般競争入札参加資格を認められた者は、下記の日時にて入札を行う。

（１） 入札日時　　令和８年１２月１０日(木)　１１時００分

（２） 場　　所　　東大阪市水走四丁目６番２５号　東大阪都市清掃施設組合第四工場　4階大会議室

９ 入札の方法等

（１） 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、東大阪都市清掃施設組合に申請している印鑑（以下、「使用印鑑」）を押印のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に封筒を用いず投入してください。

（２） 代理人をたてる場合は、委任状を入札執行前に提出してください。委任状には、次に掲げる事項を記載し、使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください。

（ア） 宛名（東大阪都市清掃施設組合　管理者）

（イ） 入札日及び件名

（ウ） 申請の商号又は名称及び契約先所在地

（エ） 申請の代表者又は受任者（申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合）の職及び氏名

（オ） 代理人の氏名

（３） 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

（ア） 件名

（イ） 金額及び円マーク（￥）

（ウ） 日付（入札日）

（エ） 申請の商号又は名称及び契約先所在地

（オ） 申請の代表者又は受任者（申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合）の職及び氏名

（カ） 代理人の氏名（入札日当日、委任状を提出のうえ代理人により入札する場合のみ）

（キ） 使用印鑑（入札日当日、委任状を提出した場合は（６）の代理人が使用する印鑑）

（４） 入札書の記載金額は、入札案件によって、「消費税及び地方消費税を含む金額」又は「消費税及び地方消費税を除く金額」を記載してください。

（５） 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

（６） 入札会場への入室は、１社１名（業務提携の場合は、代表業者のみ）に限ること。

１０　落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

なお、入札価格が著しく低いなど、調査を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留し調査を行うことがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

１１　入札回数について

（１） 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。

（２） 入札回数は２回までとし、２回目不調の時は入札を打ち切り、最低金額入札者の方から順番に協議するもの。

（３） １回目の入札に参加しなかった者及び無効の入札をした者は、再度の入札に参加できません。

１２　くじびきについて

同額の入札者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

１３ 次の場合に該当する入札は無効とする。

（１） 入札参加資格のない者が行った入札

（２） 入札書が指定の日時までに指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札

（３） 入札金額の訂正された入札

（４） 入札者又はその代理人が同一事項について、２通以上行った入札又はこれらの者がさらに他の者を代理して行った入札

（５） 不正行為によってなされたと認められる入札

（６） 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札

（７） 入札書に入札金額及び入札者の記名押印のない入札、又はこれらが明確でない入札

（８） 委任状を提出しないで代理人が行った入札

（９） 前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札

１４ 保証金

（１） 入札保証金

免除

（２） 契約保証金

免除

１５ 契約書事項

（１） 落札決定後、契約書を作成する。

（２） 契約の締結については収集運搬業者、処分業者それぞれと収集運搬業務および処分業務に係る契約を締結するものとする。（１社単独で落札の場合も同様）

１６ その他

（１） 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認められない。

（ア） 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ）の関係にある者

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の者

（ウ） 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

（エ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

（２） 入札結果において、応札額が高値集中するなどの不自然な結果が見受けられた場合は入札を保留し無効とする場合がある。

１７ その他に関する問合わせ先

東大阪市水走四丁目６番２５号

東大阪都市清掃施設組合　総務室　管財係　　TEL　072-962-6021

メール：hsknyusatsu@higashiosaka-toshiseisou.or.jp